

熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場

指定管理者募集要項

令和7年9月

熊本県企業局

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県企業局（以下「企業局」という。）では、公の施設である「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、平成 28 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。

令和 8 年 3 月末で現在の指定管理期間が終了し、引き続き令和 8 年 4 月からの新たな指定管理者を選定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、熊本県有料駐車場管理条例（昭和 54 年熊本県条例第 52 号）第 8 条第 1 項及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 3 条の規定に基づき、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

	熊本県営有料駐車場 (以下「県営駐車場」という。)	熊本県営第二有料駐車場 (以下「第二駐車場」という。)
所在地	熊本市中央区安政町 3-9	①熊本市中央区新屋敷 2-4-7 ②熊本市中央区新屋敷 3-9-10
施設の設置 目的、役割 等	熊本市中心部の交通混雑を緩和し、都市 機能の円滑化を図る	周辺地域の駐車場需要に応じ、 所有資産の有効利用を図る
施設の沿革	昭和 55 年 3 月 供用開始 平成 17 年 11 月 ユニバーサルデザイン改修 平成 22 年 3 月 耐震補強	平成 3 年 2 月 供用開始
種 類 (建物構 造)	自走式立体駐車場 (鉄骨構造 6 階 7 層)	平面駐車場 (アスファルト舗装)
面 積	敷地面積 1509.26 m ² 建物面積 1404.66 m ² 延面積 8522.98 m ²	①敷地面積 501.15 m ² ②敷地面積 430.67 m ²
主要設備	別添、「熊本県営有料駐車場主要設備一 覧表」参照	—
収容台数	298 台 (別途商工会館屋上利用 42 台あり)	① 21 台、② 16 台
営業時間	24 時間（年中無休）	（月極駐車場）
現在の料金 (円)	別途記載	別途記載

※県営駐車場は、巡視、障がい者・妊娠中の方への介助、事故等への対応のため、常時職員を配置して、“安心安全”を特長とした運営を行っています。

※県営駐車場では、使いやすさの向上や場内安全を確保するため、平成 17 年度に駐車幅の拡大、障がい者用駐車スペース増設及び多目的トイレの設置等のユニバーサルデザイン改修工事を行い、UD も特長としています。

※次世代モビリティ普及促進事業で、平成26年度に県営駐車場1階にEV・PHEV用の充電スペースを1台分設けています。また、令和3年度に指定管理者においてEV・PHEV用の充電スペースを1台分設けています。

※別添、「位置図」、「敷地図」、「立面図」、「平面図」、

「県営有料駐車場駐車台数実績（令和3年度～令和7年8月）」、

「県が平成28年3月末までに発行した回数券やプリペイドカードの回収状況（平成28年度～令和7年8月）」、

「県営駐車場 平均駐車時間一覧表（令和6年度～令和7年8月）」、

「有料駐車場事業保全計画年表」等も参照。

※現在の管理運営体制

現在の指定管理者・・・日本パーキンググループ

現在の料金体系・・・知事の承認を得て日本パーキンググループが設定

	県営駐車場		第二駐車場
通常料金	7時～19時まで	200円（最初の60分） 以降、30分毎に 100円	（設定なし）
	19時～7時まで	60分毎に 100円	
	12時間最大料金	1,000円	
	夜間最大料金 （17時～7時まで）	600円	
定期料金	夜間定期（WEB契約） 月額 9,166円 屋上全日・6階全日定期（書面・WEB契約） 月額 21,898円		書面契約 月額 10,593円 WEB契約 月額 10,185円

※今後予定している改修工事（県営駐車場）

令和11年度 給排水設備、弱電設備、換気、衛生器具設備、照明、空調設備の更新

令和12年度 自火報設備、監視カメラ設備の更新及び外壁（歩道部アスファルト補修含む）、防火シャッター、屋上、屋根（足場含む）の改修・補修工事を予定

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

県営駐車場は市街地中心部に位置し、必要な駐車スペースを公営駐車場として安定的に提供しており、交通渋滞の緩和に貢献してきました。また、第二駐車場は市中心部の商業施設に近く住宅が密集する地域に位置し、地域の駐車場需要に対応しています。

今回、引き続き、駐車場の経営ノウハウを有する優良な事業者等を指定管理者として選

定し、利用者サービスの更なる向上や利用率の増加を図るものです。

このことから、駐車場の管理運営においては、次に掲げる項目を基本的な考え方とします。

- ①優良なサービスの提供を通じて中心市街地の振興に資するものであること
- ②利用者の利便性の向上に努め、ひいては利用者の増加を図ること
- ③個人情報保護法、熊本県個人情報保護条例等関係規程を遵守し、個人情報の保護の徹底を図ること
- ④効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること
- ⑤利用者の安全に配慮するとともに、事故防止に努めること
- ⑥公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うとともに、熊本県の施策や地域の振興に積極的に協力し、地域との良好な関係のもと運営を行うこと

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 営業時間及び営業日

営業時間は 24 時間、営業日は無休とします。なお、知事の承認を得て営業しない日を定めることができます。

(2) 利用料金等

県営駐車場及び第二駐車場の利用に係る駐車料金（以下「利用料金」という。）については、熊本県有料駐車場管理条例第 10 条の規定により、料金体系や定期駐車の設定（定期の時間設定等）等を含め、指定管理者が知事の承認を得て定めます。

※普通利用料金又は定期利用料金の額は 1 台 1 時間当たりの額に換算した場合の額が 330 円（税込み）以下となるようにする必要があります。

※近傍の民間駐車場の料金水準と著しく均衡を損なわないようにしてください。

※料金の変更にあたっては、料金変更の周知や定期利用者へ説明等、十分な配慮を行ってください。

※指定管理者は回数券やプリペイドカード（以下「回数券等」という。）を発行することができますが、発行や割引率については、あらかじめ知事の承認を得なければなりません。

※平成 28 年 3 月末までに販売済みの回数券等の利用も可能としてください。

※指定管理者はあらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができます。

(3) 人員の配置等

原則、常時 2 名（精算窓口担当と駐車場管理担当として）以上を配置する。ただし、自動精算設備の設置等により、駐車場の管理運営に支障がないと認められる場合は、常時 1 名以上とすることができる。第二駐車場については、無人管理も可能とする。

(4) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守しなければなりません。

- ①熊本県有料駐車場管理条例
- ②地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④駐車場法、同施行令、同施行規則、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤その他
 - ・指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、熊本県個人情報保護条例第13条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
 - ・指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守しなければなりません。
 - ・指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存しなければなりません。指定期間を過ぎた後も同様とします。
 - ・指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めなければなりません。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めなければなりません。

(5) 施設の設備の維持管理

管理業務仕様書を遵守するとともに、適切な維持管理を行う必要があります。

(6) 地域との連携等

指定管理者は、地域行事等への積極的な協力等により、地域との良好な関係のもと運営を行うこととします。また、熊本県の施策や地域振興へも積極的に協力してください。

(7) その他

管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 県営駐車場及び第二駐車場の利用調整に関する業務
- (2) 県営駐車場及び第二駐車場の利用に係る利用料金の収受
- (3) 県営駐車場及び第二駐車場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、指定管理者が県営駐車場及び第二駐車場の管理運営上必要と認める業務
- (5) その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 利用料金制の採用

利用料金収入については、指定管理者の収入とします。

7 管理に要する経費

県営駐車場及び第二駐車場の管理に要する経費は利用料金収入によって、賄うこととします。

県営駐車場の全部又は一部を月極貸（年貸）する場合は、事業所税が課税される場合があります。詳しくは、熊本市市民税課へ確認してください。

8 企業局への納付金

指定管理者は、応募時に提案した各年度の基本納付金を、各年度の四半期毎に四分割して、各四半期終了月の翌月（4～6月：6月、7～9月：9月、10～12月：12月、1～3月：3月）末日までに企業局に納付しなければなりません。なお、各年度の基本納付金は85,000,000円以上とし、下回る提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

また、各年度の実際の収入額が、収支予算書（別紙様式2）（後述、「10 提出書類」）で示した収入額を上回った場合は、上回った額の二分の一に相当する額（千円未満切り上げ）を第4四半期の基本納付金と併せて企業局に納付しなければなりません（変動納付金）。

なお、実際の収入額が収支予算書を下回った場合や実際の運営経費が収支予算書を上回った場合でも、基本納付金の変更は出来ません。ただし、自然災害等による状況の変化や大規模工事等による休止が発生した場合等、真にやむを得ない事情と認められる場合は、企業局が変更を認める場合があります。

※各年度の基本納付金は、年度毎に変動することは可能ですが、各年度85,000,000円を下回らないようにしてください。

※指定管理者は、本件指定管理業務の収入、支出、利用状況等を明確にし、定期的に企業局に報告しなければなりません。なお、本件指定管理業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む）については、指定管理者の他の事業等に係るものと明確に区別してください。

※納付金に係る消費税及び地方消費税は、現在不課税の取り扱いとなっていますが、詳しくは熊本西税務署へ確認してください。

9 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければなりません。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

- ②県内に事業所を有すること
- ③熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと
- ④労働者災害補償保険に加入していること
- ⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと
- ⑦貸金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を企業局に提出してください。なお、企業局が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ①指定管理者指定申請書（別紙様式）
- ②「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」指定管理者事業計画書（別紙様式1）、管理業務の収支予算書（別紙様式2）及びこれらの電子ファイルをCD-Rにコピーしたもの
- ③定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑤申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人等の財務状況を明らかにする書類
- ⑥申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他法人等の業務の内容を明らかにする書類
- ⑦労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ⑧納税証明書
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ロ 熊本県の県税について未納がないことの証明書（県内に事業所を有することでも当該証明書で確認する。）
 - ハ 熊本県の県税について課税の実績がない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、ロと併せて、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書
- ⑨「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書（別紙様式5）
- ⑩誓約書（別紙様式6）

「9 参加資格」の各要件を満たしていることを誓約する書類

※②の書類等については、13の提出期間終了後に開封しますので、封筒に入れて表に「事業計画書、収支予算書在中」と記載して記名押印するとともに、封緘して封筒の継ぎ目三箇所封印をしてください。なお、使用する印鑑は申請書と同一のものとします。

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、参加資格を有しないと認められる場合は受け付けません。

受付期間 令和7年9月24日（水）～10月6日（月）まで

受付方法 質問票（別紙様式3）に記入のうえ、電子メール提出してください。
（これ以外の方法による質問はできません。）

電子メール ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp

※電子メールの件名は「駐車場指定管理質問」としてください。

回答方法 受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、熊本県ホームページ（企業局）に随時掲載します。

12 現地説明会の実施

現地説明会を、以下により開催します。

なお、説明会への参加は申請の必須要件ではありません。

開催日時 令和7年10月2日（木） 午後1時30分から

開催場所 くまもと県民交流館パレア会議室7
（熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル10階）
及び県営駐車場

参加申込 令和7年9月30日（火）までに、指定管理者現地説明会参加申込書（別紙様式4）を電子メール又はFAXにて提出してください。

※電子メール及びFAXの件名は、「駐車場現地説明会参加」としてください。

※会場の都合により、参加者数は1団体につき2名までとします。

当日対応 午後1時から1時30分までに、くまもと県民交流館パレア会議室1に集合してください。出席確認のため、名刺を1枚ご用意ください。

13 申請書の提出先及び提出期間

提出先 熊本県企業局総務経営課（県庁行政棟新館10階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2597 FAX 096-384-9114

提出期間 令和7年9月25日（木）から令和7年10月17日（金）までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

提出部数 正本1部、副本10部（副本についてはコピーで可）

※「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び管理業務の収支予算書（別紙様式2）については、正本1部、副本10部、CD-R1個をまとめて封緘（入らない場合は複数の封筒使用も可）

して提出してください。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

14 選定方法

外部の有識者5名で組織する指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に企業局において指定管理候補者を選定します。

なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

◆審査基準と配点

審査基準	審査項目	判定
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。(指定手続条例第4条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適否
	住民の施設の平等な利用の確保	

選考委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しない

審査基準	審査項目	配点
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(指定手続条例第4条第2号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	20
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。(指定手続条例第4条第2号)	基本納付金提案額	35
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。(指定手続条例第4条第3号)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20
	安定的な運営が可能となる人的能力	
	安定的な運営が可能となる経営的基盤	
	類似施設の運営実績	
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。(指定手続条例第4条第4号)	熊本市中心市街地の振興(地域貢献、渋滞対策、インバウンド対策等)に対する視点【15点】	25
	県内に本社を有している企業又は当該企業が応募者に含まれている場合【10点】	

※ 指定手続条例:「熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」

※「基本納付金提案額」の得点算定式（5年間の総額を用い、下記算定式で計算する。）

$$35点 \times \frac{(\text{当該申請者の基本納付金額}) - (\text{基準基本納付金額})}{(\text{全申請者中最高の基本納付金額}) - (\text{基準基本納付金額})}$$

※基準基本納付金額: 8,500 万円 × 5 年

※「県内に本社を有している企業又は当該企業が応募者に含まれている場合【10点】」は、「複数の法人等でグループを構成して申請する場合に、構成員の出資比率について、すべての構成員が均等割りの10分の6以上の出資比率である場合」とします。

15 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

本要項中に記載している条件を満たしていない場合、また、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
- ②申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④申請書等に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤その他、指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

17 選考委員会

令和7年11月4日（火）に実施する予定です。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションを予定しています。

時間、場所については後日連絡します。

18 選定結果等の公表

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、熊本県ホームページに各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

19 指定管理者の指定

指定管理候補者は令和7年12月熊本県議会の議決後、企業局と協定を締結した後に、指定管理者として指定されます。協定の締結にあたっては、指定管理候補者と企業局で提案内容に基づき協議します。

なお、管理運営に関する提案については、最大限尊重しますが、企業局が公共の福祉、経済性等様々な観点から検討し、採用しない場合があります。

20 業務の引継等

令和8年4月1日からの管理運営が円滑に開始できるよう、指定管理者は、現在の指定管理者である日本パーキンググループと業務の引継ぎを十分に行ってください。引継ぎに要する費用は次期指定管理者の負担とします。

日本パーキンググループが設置した設備等については、同社が原状回復することを基本としていますが、次期指定管理者が現況のまま引き継ぐことを希望する場合には、同社と協議してください。また同社が販売中の回数券及びプリペイドカードの取扱いについても、同様に協議してください。

また、指定管理者が指定期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者又は企業局に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに全面的に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

21 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は県庁内および選考委員会での検討に限ります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

22 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

23 添付様式・資料

- ①指定管理者指定申請書（別記様式）
- ②「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」指定管理者事業計画書（別紙様式1）
- ③「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」管理業務の収支予算書（別紙様式2）
- ④質問票（別紙様式3）
- ⑤指定管理者現地説明会参加申込書（別紙様式4）
- ⑥「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書（別紙様式5）

⑦誓約書（別紙様式 6）

⑧「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」の管理運営に関する協定書（案）

⑨「熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場」管理業務仕様書

⑩添付資料

- ・「熊本県営有料駐車場主要設備一覧表」
- ・「位置図」、「敷地図」、「立面図」、「平面図」
- ・「県営有料駐車場駐車台数実績（令和 3 年度～令和 7 年 8 月）」
- ・「県が平成 28 年 3 月末までに発行した回数券やプリペイドカードの回収状況（平成 28 年度～令和 7 年 8 月）」
- ・「県営駐車場 平均駐車時間一覧表（令和 6 年度～令和 7 年 8 月）」
- ・「有料駐車場事業保全計画年表」
- ・「現指定管理者が負担している管理経費のうち修繕費及び光熱水費（令和 3 年度～令和 6 年度）」

問い合わせ先

熊本県企業局総務経営課 作本、金丸

電話 096-333-2597

FAX 096-384-9114

電子メール ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp